

# 保険料はこのように納めます

老齢(退職)・遺族・障害年金が  
年額18万円以上の人

年金から差し引かれます

【特別徴収】

- 保険料の年額を、年金支払い月(年6回)に分けて差し引きます。

- 老齢福祉年金などは差し引きの対象になりません。

**仮徴収**  
前年の所得が確定していないので、仮に算定された保険料を納めます。

4月 6月 8月

**本徴収**  
確定した年間保険料から、すでに納めた仮徴収分を差し引いて、残った額を納期に分けて納めます。

10月 12月 2月



年金が年額18万円以上でも  
納付書で納めることができます

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 保険料の所得段階が変更になったとき
- 年度初め(4月1日)に年金を受けていなかったときなど

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

老齢(退職)・遺族・障害年金が  
年額18万円未満の人

納付書で納めます  
【普通徴収】

- 市から送付されてくる納付書、または口座振替で、期日までに市指定の金融機関などで保険料を納めてください。



保険料納付は  
口座振替が便利です

口座振替は、保険料の納め忘れがなく安心で便利です。ぜひご利用ください。次のものを持って、市指定の金融機関で手続きをしてください。

●保険料の納付書

●預(貯)金通帳

●印かん(通帳届け出印)

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合には、納付書で納めることになります。

保険料は納め忘れの  
ないようにしましょう

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上 滞納すると…

介護保険サービスの費用が、いったん全額自己負担になります。申請により、あとで保険給付分(費用一負担割合分)が払い戻されます。

1年6か月以上 滞納すると…

申請後に払い戻される保険給付分の一部、または全部が差し止められます。それでも滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた保険料分が差し引かれます。

2年以上 滞納すると…

介護保険サービスの利用者負担が3割もしくは4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等や、施設を利用するサービスの食費・居住費等の軽減などが受けられなくなったりします。

お問い合わせ

〒610-0393 京田辺市田辺80番地  
京田辺市健康福祉部介護保険課 TEL:0774-64-1373

65歳以上の皆さんへ

みんなの 安心

# 介護保険料

住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように  
介護保険料は必ず納めましょう

## 介護保険は支え合いの制度です

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しています。

このうち40~64歳の人が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の人の保険料が23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

この分を65歳以上の皆さんで負担します

■介護保険の財源(利用者負担は除く)

公費(税金)	介護保険料
国・都道府県・市区町村からの公費 50%	40~64歳の人の 保険料 27%
	65歳以上の人の 保険料 23%

※令和6年度～令和8年度の割合です。

## 保険料は所得や課税状況に応じて決められます。

保険料は「基準額」をもとに、所得の低い人などの負担が大きくならないように、課税状況や所得段階に応じて段階的に決められます。「基準額」とは、各所得段階において保険料を決める基準になる額のことです、市区町村の介護保険サービスにかかる費用などから算出されます。

市区町村で介護保険の  
給付にかかる費用

=

基準額  
(年額)

× 65歳以上の人の  
負担分(23%)

市区町村の65歳以上の人数



# あなたの介護保険料を確認しましょう！

はい

生活保護を受給している

あなたが市町村民税を課税されている

同じ世帯に市町村民税を課税されている人がいる

老齢福祉年金を<sup>※1</sup>を受給している

前年の合計所得金額<sup>※2</sup>+課税年金収入額<sup>※3</sup>は？

前年の合計所得金額<sup>※2</sup>+課税年金収入額<sup>※3</sup>が

80.9万円以下

80.9万円超  
120万円以下

120万円超

80.9万円以下

80.9万円超

125万円以下

125万円超190万円未満

190万円以上290万円未満

290万円以上400万円未満

400万円以上500万円未満

500万円以上750万円未満

750万円以上1,000万円未満

1,000万円以上1,250万円未満

1,250万円以上1,500万円未満

1,500万円以上2,000万円未満

2,000万円以上

賦課段階

対象者

年間保険料

第1段階

- ・生活保護受給の方、又は本人が老齢福祉年金受給者でかつ世帯全員が市町村民税非課税の方
- ・世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80.9万円以下の方

18,860円

第2段階

- 世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80.9万円超120万円以下の方

32,090円

第3段階

- 世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超の方

45,320円

第4段階

- 本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80.9万円以下の方

59,550円

第5段階  
(基準額)

- 本人が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80.9万円超の方

66,160円

第6段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方

76,090円

第7段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円超190万円未満の方

82,700円

第8段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方

99,240円

第9段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方

112,480円

第10段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方

125,710円

第11段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方

145,560円

第12段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方

165,400円

第13段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方

185,250円

第14段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方

205,100円

第15段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方

224,950円

第16段階

- 本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方

244,800円

(※年間保険料は、京田辺市介護保険条例の規定により定められています。)

※1 老齢福祉年金……明治44年4月1日以前に生まれた人などで一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した所得金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
所得段階が第1～5段階については、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。  
長期及び短期譲渡所得金額の特別控除の適用がある方の合計所得金額は、特別控除額を控除した金額になります。

※3 課税年金収入額……国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額です。障害・遺族年金は含まれません。

**第1号被保険者として**

**保険料を納め始めるのは**

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。



65

例

10月1日生まれ → 9月分から  
10月2日生まれ → 10月分から

65歳になる年度の 64歳までの分

保険料について

65歳からの分

65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料から介護保険分として納めます。

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、介護保険料として納めます。  
※国民健康保険税については、65歳になる月の前月までの介護保険分を計算したうえで保険料年額を決定しています。